

一般社団法人eビジネス推進連合会からの事務当局による
ヒアリング結果概要

日 時：平成23年6月16日午後1時30分から午後2時30分まで

場 所：法務省内会議室

参加者：小木曾稔（楽天株式会社広報渉外室渉外課）

（敬称略）

（事務当局側参加者につき省略）

以下の資料（別添）に基づき説明が行われた。

一般社団法人eビジネス推進連合会 「民法（債権関係）の改正に関する
中間的な論点整理」に関する意見

以 上

「民法（債権関係）の改正に関する 中間的な論点整理」に ついての意見

一般社団法人eビジネス推進連合会

■改正を検討する上での視点

- 民法という一般法（取引の一般原則）で規律すべき性格のものか、また、従来の個別法ではなく民法という一般法の改正により対応すべき立法事実があるのか。
- 現代社会の仕組み・発展、技術進展に伴う環境の変化に対応しているか。
また、現代社会において定着した取引実態を法的安定性の観点から規範として取り込む必要はないか。
- あいまいな規定等により正当な経済活動の過度な萎縮につながらないか。

■改正が検討されている内容が膨大である一方で、時間も限られていることから、下記の論点にしぼって、あくまで現時点での考え方を示したものです。

①申し込みの推定規定の要否

②約款

③不当条項規制

④書面によらない贈与の撤回における「書面」要件の明確化

申込みの推定規定の要否については、導入する必要性、取引実態の把握とそれへの影響等を考慮した場合、不要と考える。

■ 推定規定を要するとする理由への疑義

○「申込みと申込みの誘引の区別が不明瞭である場合がある」との実態があるのか。

(参考) ネット取引の場合経済産業省の「電子商取引準則」において、「申込みの誘引」という前提に基づいて取引ルールを整理してきており、社会的にも定着。

■ 推定規定を設けることによる「取引の安定性」に対する混乱

○ サービス提供時点での状況によって販売可否を決定する場合がある。

(在庫の問題、取引相手の状態・属性(年齢等)確認の問題など)

○ 取引相手が万一反社会的勢力であった場合の取引拒絶。

○ 上記二事項のような場合に事業者が対応を拒否した際に、推定規定が働くことによりかえって紛争化し、問題解決に時間がかかるおそれ。

■「目的」と「手段」の関係

○個別の事業領域について一定の表示を促すことで紛争を防止したいという趣旨であれば、特定商取引法等の個別法においてその必要性があるのか慎重に検討すべき。

○推定規定をおかないかぎり紛争が解決されないという立法事実があるのか。

約款という仕組みを利用した取引が社会的に広く定着している実態にかんがみ、それらの取引の安定性を確保する観点から、その有効性(約款変更の有効性を含む)を認める一般法の規定が必要である。

■ 約款という仕組みを利用した取引の実態

○経済社会の高度化等に伴い、大多数の人間と統一的かつ継続的なサービスを提供する取引形態が消費者と事業者間、事業者どうしの間の双方において増加・定着している。

【ネットを使ったサービスにおける事例】

- ・事業者と消費者間： ネット通販、SNS等
- ・事業者どうし：クラウドサービス、インターネットショッピングモールでの店舗とモール事業者間の契約、インターネット広告配信契約等

○多数当事者に対する大量の取引を合理的・効率的に行うことができる「約款」という仕組みを活用することにより、経済社会生活に必要な各種取引の迅速・低廉・効率的な実施が可能になり、事業者や消費者の経済社会活動を幅広く支えている。

○このような実態が広く社会にある一方で、約款という仕組みは、契約の一般法理である民法にはまだ取り上げられていない。

約款の組入れ要件等の検討に当たっては、取引実態等に十分配慮した上で、取引の安定性を阻害しないよう検討を行うべき。

■ 約款に関する利用実態

- 約款を店舗やウェブ上等に掲載して「公告」する方法等により迅速かつ柔軟に対応している。
- 環境の変化やイノベーションに対応して、利用条件を変更することが不可避であり、柔軟な変更により、事業者や消費者に利便性の高いサービスを提供し続ける。

■ 取引実態等を十分に踏まえた上で、柔軟な組入れ要件の設定や、約款変更についての規範定立を検討するべき。

- 約款を契約内容にする旨の個別の「同意」手続きまでは不要ではないか。
- 約款の開示は、利用者が知りうる機会を設けているかどうかという観点から、個別の提示・通知だけでなくサービス提供場所等での「公告」等の方法も柔軟に含めることが必要ではないか。
- 変更の場合個別の同意手続きを経なくても契約内容になることが必要。
- 変更内容の情報提供について提示・通知だけでなく「公告」等でも可とすることが必要。⁷

不当条項規制については、一般法に規定する必要性や取引実務に与える影響等を考えた場合、不要と考える。

■ 民法に規定する必要性・妥当性

- 取引の一般法である民法の中に、取引上の強者・弱者、事業者・消費者といった概念を取込むのは不適切。
- 消費者保護や契約上の弱者の保護の必要性からは、すでに消費者契約法や独占禁止法等の枠組みが構築されており、機能している。

■ 不当条項のリストを設けることの可否

○民法の一般原則として、一律に契約内容に更なる規制を課し、挙証責任をサービス提供者等に課すとすれば、事業活動の柔軟性や機動性を著しく損なうだけでなく、消費者の選択の幅も狭めることになりかねない。

【上記の懸念が生じると考える不当条項の具体的事例】

- ・債務不履行責任の制限又は損害賠償額の上限を定める
→事業実施・安定的継続には事業全体のリスクコントロールが必要であり、これ自体を一律に制限するのは不適當
- ・事業者側による契約内容の変更
→イノベーションの進展、利用者のニーズ等に応じて柔軟にサービスを変更することが行われており、変更自体を一。律に制限するのは不適當

贈与に関する昨今の電子取引の実態を踏まえ、一定の場合「書面」に電磁的記録を含めることについて前向きに検討するべきと考える。

■ 贈与に関する昨今の電子取引の実態

○ ネットを使った寄付が社会に定着→自らの明確な意思で拠出

- ・ ふるさと納税(地方自治体への寄付)
- ・ ネットによる政治献金
- ・ 東日本大震災での寄付

(注)

少なくともインターネット上の決済を通じた寄附の場合は、実態としても自らの明確な意思で拠出したと整理してもかまわないのではないかと考える。一方、自己の重要な財産の贈与について書面による贈与契約書がない限り撤回を自由に認めるべきであるとの従来の考えを否定する趣旨ではない。